



監査報告書

令和2年6月2日

社会福祉法人陽風園

理事長 糸屋 吉廣 様

監事 池之上 幸男 

監事 早川 晃治 

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果



- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

監事監査結果

監査報告日	令和2年6月2日
監査報告者	池之上 幸男 
	早川 晃治 

◆法人運営・会計経理

監査項目	適	否	該当なし	否の内容 (改善要点等)
定 款	<input type="radio"/>			
役 員	<input type="radio"/>			
理 事 会	<input type="radio"/>			
評 議 員 会	<input type="radio"/>			
外 部 監 査	<input type="radio"/>			
事業計画・予算	<input type="radio"/>			
現況報告・事業報告・決算	<input type="radio"/>			
会 計 処 理	<input type="radio"/>			
契 約	<input type="radio"/>			
資産管理・借入金	<input type="radio"/>			
寄 附 金	<input type="radio"/>			
職員採用・退職	<input type="radio"/>			
規 程 整 備	<input type="radio"/>			
そ の 他	<input type="radio"/>			

監事監査チェックリスト

	確認事項	確認方法	適	否	該当なし
定 款	社会福祉法に準拠しているか。	法人定款と社会福祉法の照合	○		
	目的事業・純資産が実態と合致しているか。	法人登記簿謄本と実態との照合	○		
	定款の変更は、定款に定める所定の手続きを経て行われているか。	監事の理事会出席、議事録による評議員会の議事状況の確認	○		
役 員	欠員が生じていないか。	役員名簿の確認 監事の理事会出席による理事の業務執行状況の確認	○		
	役員名簿及び役員の選任関係書類が整備されているか。		○		
	役員は、適格・適任者が選任されているか。		○		
理 事 会	理事会の開催は、定款の定めによって行われているか。	理事会の招集に関する書類の確認 議事録の確認 監事の理事会出席による理事の業務執行状況の確認	○		
	理事会への欠席が続く理事はいないか。		○		
	理事会の要審議事項について審議され、議決されているか。		○		
	議事録は正確に記録され、保管されているか。		○		
評 議 員 会	評議員会の開催は、定款の定めによって行われているか。	評議員会の招集に関する書類の確認 議事録の確認 監事の評議員会出席による評議員の業務執行状況の確認	○		
	評議員会への欠席が続く評議員はいないか。		△		
	評議員会の要審議事項について審議され、議決されているか。		○		
	議事録は正確に記録され、保管されているか。		○		
外 部 監 査	公認会計士の職務の遂行が適正に実施できる体制であったか。	会計監査実施状況の確認	○		
	公認会計士の監査報告は、適正意見であったか。	監査報告書の確認	○		

(別紙)
検討中

	確認事項	確認方法	適	否	該当なし
事業計画・予算	事業計画(長期・短期・当該年度)は、適切に策定しているか。	議事録の確認 事業計画書の確認 予算書の確認 監事の理事会・評議員会出席による 理事・評議員の業務執行の状況	○		
	新たな債務の発生に無理はないか。 (償還財源は確保されているか。)		○		
	予算は事業計画に合致し、収入・支出の積算は妥当か。		○		
	事業計画の変更・補正予算は、妥当かつ適時に行われているか。		○		
現況報告・事業報告・決算	所轄庁に提出する現況報告を閲覧し、法人の状況を把握したか。	現況報告書の確認 議事録の確認 事業計画書の確認 計算関係書類の確認 監事の理事会・評議員会出席による 理事・評議員の業務執行の状況の確認	○		
	・事業の内容		○		
	・役員の状況		○		
	・理事会、評議員会の開催状況		○		
	・基本財産の概要		○		
	・登記の状況		○		
	事業は、計画どおり実施されたか。		○		
	(決算)計算関係書類は適正か。		○		
	・資金収支計算書(資金収支計算内訳表)		○		
	・事業活動計算書(事業活動内訳表)		○		
	・貸借対照表		○		
	・財産目録		○		
	減価償却の計算は適切か。		○		
	国庫補助金等特別積立金の積立て、取崩しは適切か。		○		
収入・支出は適切に行われたか。	○				
会計処理	陽風園経理規程に基づき、適切に行われたか。	会計帳簿、契約書等収入及び支出に関する証拠書類との照合	○		
	・月次試算表		○		
	・収入、支出証拠書類		○		
	・預金・現金残高		○		
	・責任体制(会計責任者、出納職員)		○		

	確認事項	確認方法	適	否	該当なし
契約	契約は適正な方法により行われているか。		○		
	入札が行われた場合、入札記録を確認し、監事等が立ち会っているか。		○		
資産管理・借入金	固定資産が明確に区分管理されているか。		○		
	各財産は適正に管理され、処分(貸与、担保提供)等は、所定の手続きを経ているか。	土地・建物登記簿謄本・借地契約書等との照合	○		
	敷地が借地の場合は、借地権等が設定(借地契約)されているか。	定款、理事会・評議員会議事録の確認	○		
	償還は、確実に行われているか。	償還計画と履行状況(寄附金収入)の確認	○		
	償還財源の確保は、長期的に安定しているか。		○		
寄附金	寄附制限規定に違反していないか。	寄附申込書、領収書(控)の確認	○		
	寄附金の受入れは、寄附者の意向に沿って行われているか。	寄附金台帳の確認 預金通帳の確認	○		
職員採用・退職	施設職員の欠員は、速やかに補充されているか。		○		
	就業規則等に定められた所定の手続きを経ているか。		○		
	初任給格付け(前歴換算)は適切か。	採用関係書類の確認	○		
	職員の退職は、就業規則に定められた所定の手続きを経ているか。	就業規則、給与規程、職員名簿と実態の確認	○		
	退職事由に問題はないか。	退職関係書類の確認	○		
	退職金等は適正に支払われているか。		○		
規程整備	必要最低限の規程等が整備されているか。		○		
	・経理に関する規程	各種規程の確認	○		
	・就業に関する規程		○		
	・給与等に関する規程		○		
	・決裁等に関する職務権限規程		○		
	・個人情報保護に関する規程		○		
	・内部管理体制の基本方針		○		

	確認事項	確認方法	適	否	該当なし
その他	法人印及び代表者印は、施錠可能な保管庫等に保管され、管理が厳正に行われているか。	印鑑の保管場所、施錠機能の確認、鍵の管理状況	○		
	行政監査において、口頭又は文書で指摘事項があった場合、改善がされているか。	監査による指摘事項の確認	○		
	公益事業・収益事業は、事業目的に沿って適正かつ安定的に運営されているか。	公益事業・収益事業関係書類の確認	○		
	内部管理体制の基本方針に基づく体制づくりは、行われているか。		○		
	不祥事はないか。		○		